

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

平成18年2月22日

平成18年1月31日、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行っていましたが、本日、国より保安規定の認可書(2月22日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

[\(申請内容については、当社ホームページ参照\)](#)

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以上